

# 《ジュニアNISAご利用にあたってのご留意事項》



ジュニアNISA口座の開設をご検討されているお客様におかれましては、下記留意事項についてご確認くださいませようお願いいたします

## ■ご留意事項

- 1 ジュニアNISA口座は、1人1口座しか開設できません。また、NISA口座と異なり、金融機関等の変更ができません。（廃止後の再開設は可能です。）なお、金融機関によって取扱うことができる金融商品が異なりますので、お客様のご希望に合わせてお選びください。
- 2 ジュニアNISA口座（課税未成年者口座を除く。）では、売買損失（注1）はないものとされます。したがって、売買損失が発生しても、特定口座や一般口座で保有する他の株式等の配当金や売買益との損益通算はできません。また、損失の繰越控除（3年間）もできません。  
（注1）売買損失のみならず、非課税期間満了による払出し時の価格が当初買付時の価格より下落している場合でも、その差額に係る損失はないものとされます。
- 3 ジュニアNISA口座の利用限度額（非課税枠）は1人年間80万円までです。非課税枠の未使用分を翌年へ繰り越すことはできません。
- 4 ジュニアNISA口座で一度利用した非課税枠を再利用することはできません。ただし、翌年1月以降であれば、新たな非課税枠により、80万円まで上場株式や株式投資信託等の買付ができます。
- 5 投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、ジュニアNISA口座での保有であるかどうかにかかわらず、非課税のため、ジュニアNISA制度上のメリットを享受できません。
- 6 ジュニアNISA口座で購入した上場株式の配当金やETF、REITの分配金を非課税とするには、「証券会社で受け取る方式（株式数比例配分方式）」を選択する必要があります。  
※いったん、「株式数比例配分方式」を選択すると、同一の証券会社や他の証券会社の特定口座や一般口座で保有されるすべての上場株式等の配当金等についても、自動的に「株式数比例配分方式」が選択されます。
- 7 ジュニアNISA口座が仮名口座として利用されることを防ぐ観点から、ジュニアNISA口座の運用管理者は、口座開設者本人の親権者（法定代理人）または親権者（法定代理人）から書面による委任を受けた口座開設者本人の二親等以内の方に限ります。

- 8** ジュニア NISA 口座は、口座開設者がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日（例：高校 3 年生の 12 月 31 日）まで、払出し制限があります。払出し期間中にジュニア NISA 口座から払出しを行った場合は、ジュニア NISA 口座が廃止され、原則過去に非課税で支払われた配当金等や譲渡益、保有している上場株式等や株式投資信託の含み益については非課税の取扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税されます。（注 2）  
（注 2）災害等やむを得ない場合には、非課税での払出しが可能です。

- 9** ジュニア NISA 口座内の資産は口座開設者本人に帰属することから、成人になるまでの払出しの指図は口座開設者本人、又は口座開設者本人の親権者に限り行うことができます。また、払出しを行った資金を口座開設者本人以外の方が費消等した場合には、事実関係に基づき、贈与税等の課税上の問題となる恐れがあります。  
※払出しは、原則として口座開設者本人の同意が必要です。口座開設者本人が年少であることなどの理由により同意の確認ができない場合は、口座開設者本人のために使われることを確認させていただきます。

- 10** ジュニア NISA 口座の口座開設者本人が取引の注文を行う場合、民法上、口座開設者の親権者は、未成年者の取引を取り消すことができるため、親権者から「未成年者からの取引注文の受託に係る同意書」をご提出いただきます。

- 11** ジュニア NISA 口座で運用する資金は、口座開設者本人の資金である必要があります。口座開設者本人に帰属する資金以外の資金により投資が行われた場合には、所得税・贈与税等の課税上の問題となる恐れがあります。

- 12** ジュニア NISA 口座に係る課税未成年者口座と、総合口座の両方に特定口座を開設している場合、口座開設者本人がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年の 1 月 1 日（例：高校 3 年生の 12 月 31 日）時点で、ジュニア NISA 口座に係る課税未成年者口座の特定口座に残高がある場合、総合口座の特定口座へ残高のすべてを移管するとともに、ジュニア NISA 口座に係る課税未成年者口座の特定口座を廃止します。

- 13** 口座開設者本人が 20 歳に達した後に取引等を行うまでの間において、本人の適合性の確認を行います。  
※証券総合サービス申込書を口座開設者本人より受入れ、本人のご住所や投資方針等の情報を確認させていただきます。

※ この資料は平成 27 年 4 月現在の法令等に基づいて作成しています。

### ◆お問い合わせやご相談はお電話で◆

本店営業部	(03) 3668-5412	巣鴨支店	(03) 3918-6311
金町支店	(03) 3600-6681	上板橋支店	(03) 3935-0311
高円寺支店	(03) 3311-1171	深川支店	(03) 5600-7891
大岡山支店	(03) 5754-5523	茂原支店	(0475) 25-1151